

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 26 日現在

機関番号：32606

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2013～2014

課題番号：25884056

研究課題名(和文) 近世関東における地主の成長と土地制度 現埼玉県東部地域を中心として

研究課題名(英文) The Study of the Growth of Landowners and the Land System in Early Modern Kanto, Japan

研究代表者

小松 賢司 (Komatsu, Kenji)

学習院大学・文学部・助教

研究者番号：00712621

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：現在の埼玉県東部は、近世関東のなかで「例外」的に地主が成長を遂げた地域である。同じ関東のなかで、こうした社会構造の差異がなぜ生じるのか。本研究は、この問題を、当該地域にのみ見られる特殊な小作制度を手がかりとして検討し、「例外」的とされてきた当該地域の社会構造を、関東の地域的特質の一つの現れ方として説明することを目指すものである。

研究成果の概要(英文)：Eastern Saitama is the area that landowners had developed "exceptionally" than others in Kanto district in the late of early modern. In this study, we examine the reason why it had caused the difference of social structures from the case of unique tenant farmer system, and aim to explain the early modern social structure of this eastern Saitama area as the one of the significant cases of Kanto district, not as an "exceptional".

研究分野：日本近世史

キーワード：関東 地主 小作 村落

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 先行研究の成果と課題

関東地方は江戸幕府の権力基盤であり、近世社会の構造的特質が如実に現れる地域として注目される。近世関東の地域的性質については、すでに先駆的な研究によって、村を越えて土地集積を行う大地主の成長があまり見られず、幕末期にいたって一村落レベルの村方地主が手作中心の経営を営んでいたこと、商業・金融資本は在郷町において発展し、江戸商人との繋がりをもち江戸町屋敷経営を営む者も現れる一方、在地での土地集積には消極的であり、地主的成長を遂げないこと、といった点が指摘されている。(古島敏雄『日本近世農業の展開』東京大学出版会 1963年、長倉保『幕藩体制解体の史的研究所』吉川弘文館 1997年、など)

そこで問題となるのは、このような特質的な構図を生み出す規定要因は何かという点である。先行研究では、土地生産力の低さなど主に経済的な要因からこれを説明しているが、土地生産力が全国平均以上の南関東においても同様の構図が見られ、説得的な説明になっているとはいえない。

### (2) 研究代表者の研究成果と構想

本研究の研究代表者はこれまで、武蔵国入間郡という南関東の一地域を対象として、研究成果をあげてきた。(小松賢司『近世後期社会の構造と村請制』校倉書房 2014年) ここでは、先行研究において指摘されている前述のような構図を同様に見出すと同時に、それが土地をめぐる権利関係の形に規定されていることを明らかにした。すなわち、代金納が許されない人馬役負担の多さと、村内労働力の恒常的な不足という状況のもとで、それぞれの村が構築するにいたった負担処理システムが、土地をめぐる権利関係を特有の形へと変化させ、それが地主や商業・金融資本と村落との関係を規定し、結果として上記のような構図が生み出されたことを明らかにしたのである。

この成果を踏まえ、次なる課題として、関東の他地域においてもこうした説明が妥当性をもつのか否かを、具体的に検証していく必要があると考えた。

## 2. 研究の目的

本研究は、関東において「例外」的に地主が成長を遂げた現在の埼玉県東部地域(武蔵国埼玉郡・同国葛飾郡・下総国葛飾郡)を対象として、その「例外」性を生み出した要因を明らかにしようとするものである。

その意義は、第一に、研究代表者が追求し続けている、土地の権利関係と社会構造との連関性という論点の、さらなる深化という点にある。この論点は、村請制をとる近世社会において土地の権利関係は常に領主支配に規定され続けるという点において、領主支配と社会構造とを総合的に論じる切り口とな

ると考えている。

第二に、「例外」性を生み出す要因を検証することにより、結果として関東としての共通性と、それを生み出している要因も顕在化するはずであり、上記1-(1)にと述べた先行研究の課題に迫ることができると考えている。

そして第三に、「例外」とされてきた当該地域を、関東の地域性という議論の中に組み込み、関東の地域的性質という論点について、例外性を除いた、より包括的な議論を提起することにある。それは幕府の権力基盤たる関東の特質を通じて、日本近世社会の構造的性質へ迫ることにも繋がると考えている。

## 3. 研究の方法

地主の成長を生み出した要因の分析が目的ではあるが、それを直接的に記した史料が存在する可能性はほとんどない。そこで本研究では、地主が小作人との間に取り結んだ地主小作関係に注目し、地主小作間で年貢や人馬役などの諸負担がいかに処理されているのか、その処理システムの分析から検討を加えていく。そのためには前提として、当該村における村請の仕組みの解明が必要となる。すなわち、領主などから様々に課される諸負担が、村請制下において各村でどのように各家に課され、それが地主小作間でどう処理され、その結果土地の権利関係がいかなる性格を帯びるのかを明らかにすることを通じて、地主の成長を生み出した要因の解明に挑んでいくという方法をとるのである。

## 4. 研究成果

### (1) 明治・大正期の統計資料のデータ化

本研究ではまず、対象となる埼玉県東部地域(武蔵国埼玉郡・同国葛飾郡・下総国葛飾郡)の「例外」性を、客観的なデータから確認すべく、明治・大正期に作成された統計資料のデータ化を行った。対象としたのは、以下の資料である。なお、集計したデータの一部は、5- の雑誌論文に掲載している。

#### ア) 明治31年『日本全国商工人名録』

この資料を用いて、関東地方において地価2万円以上を所持する地主の数を、郡ごとに集計した。またあわせて、地価4万円以上を所持する地主については、居住地を確認し、各家の地主としての性格を検討した。但し、東京府については華族が大半を占め、地主としての性格が大きく異なるため、集計の対象外とした。

この作業により、地価2万円以上を所持する地主106家のうち、31家が対象地域に居住すること、地価4万円以上を所持する地主11家のうち約半数の5家が対象地域に居住し、関東最大の地主も対象地域に居住していること、地価4万円以上を所持する11家は、A養蚕地帯、B利根川・霞ヶ浦沿岸の在郷町、C埼玉県東部地域、という3つに分

類可能であること、などを明らかにした。

イ) 明治 10 年代作成の「府県統計書」および明治 10 年作成「全国農産表」

この資料を用いて、関東における対象地域の農業生産状況の特質を確認した。この作業により、田地率は比較的高いが、たとえば千葉県域の各郡がすべて対象地域を上回っているなど、関東の中で特殊といえるレベルではないこと、小作地率も比較的高いが、やはり関東の中で特殊といえるレベルではないこと、田地の米生産力も比較的高いが、相模国の諸郡と同程度であること、実綿生産はかなり盛んであるが、それでも群を抜いたレベルとまではいえないこと、などを明らかにした。そして以上の作業を通じ、対象地域の「例外」性を、土地生産力や農業生産状況からストレートに説明することはできないことを確認した。

(2) 対象とした各地域の現状把握

上記(1) - アの作業にて地主居住地として確認できた各地域について、先行研究および自治体史、自治体が刊行する各種報告書類などを収集し、あわせて史料の所在確認・撮影などを適宜行って、悉皆的な基礎調査作業を行った。

ア) 春日部市域

現在の埼玉県春日部市域は、関東最大の地主である幸松村鈴木家を筆頭に、大地主が集中的に居住している。このうち地価 54000 円を所持する幸松村(近世には樋籠村)田中家については、史料が慶應義塾大学古文書室に所蔵されており、これを用いた研究として、『三田学会雑誌』第 44 巻第 2 号に掲載された「関東農村の史的研究(第 1 集)」がある。

また、(1) - アの資料には現れていないが、近世期に地主として成長を遂げた上金崎村土生津家については、埼玉県立文書館が資料を収蔵しており、これを用いた研究として、黒須茂「上金崎村の家守小作」(『埼玉地方史』17 号、1984 年)がある。

これら先行研究では、当該地域に「家守小作」と呼ばれる特殊な小作制度が存在したことが明らかにされている。家守小作とは、屋敷も含めた一まとまりの土地をまとめて地主に質入・譲渡し、元地主は屋敷に居住し続け、土地の管理と、土地にかかる諸負担を負い続ける仕組みである。この家守小作については、『春日部市史 庄和地域 通史編』にて、史料を掲げた分析が行われており、また『埼玉県史 通史編 4 近世 2』においても、前掲の土生津家を対象とした分析が行われている。

イ) 春日部市以北の各市町村域

大地主の成長が見られた杉戸町・幸手市についても、『杉戸町史』『幸手市史』において、家守小作が存在したことが指摘されていて、

史料を用いた分析が行われている。『杉戸町史』が史料として用いているのは、関口家文書・秋山家文書で、同町から目録が刊行されている(『杉戸町史調査報告書 第二集』『同第三集』)。『幸手市史』が史料として用いているのは、金子家文書で、やはり同市から目録が刊行されている(『幸手市史調査報告書 第 6 集』)。

また幸手市西関宿に居住し地主経営を営んだ干鯛問屋の喜多村家では、家訓の中に家守小作に言及した箇所がある。(岩淵令治「史料紹介 幕末関東豪商の江戸町屋敷・田畑購入心得書」(『論集きんせい』19、1997 年))

ウ) 春日部市以南の各市町村域

春日部市以南の地域では、地主の成長は顕著であるものの、その要因分析、および家守小作の検出などは行われていない。しかし、吉川市域については、2012 年に刊行された『吉川市史 近世資料編』に、家守小作に関する史料が掲載されている。また関係者へのヒヤリングにより、八潮市・三郷市においても家守小作が確認され、史料が現存していることを確認した。

(3) 当該地域の社会構造分析

上記(2)の作業成果から、当該地域の地主の成長と家守小作とに関係があることは、ほぼ確実である。これを踏まえ、村落に課される負担と、それを処理する仕組みのなかで、家守小作という特有の小作制度がいかにして創出されたのか、分析を加えた。

その結果、当該地域は大河川流域の沓瀬原に位置し、近世初期に開発によって多くの村が成立したという歴史的背景が大きく関わっていることが明らかになった。すなわち、開発によって成立した村では、村内各家が土地と屋敷をほぼ均等に所持し、そのまとまりが百姓株の単位となり、百姓株が役負担の単位となった。関東の他の多く地域においては、百姓株の仕組みは 17 世紀末の段階ですでに解体したと見られるが、17 世紀に創出された当該地域の村では、百姓株の仕組みが近世後期まで残り続けることになる。そしてそれは、地主が土地を集積しても、元の所持者が株単位の土地を管理し諸負担を負い続けるという家守小作の仕組みを生み出し、結果として地主は、家守小作に土地の管理と負担を担わせることで、大規模な土地集積が可能になったと考えられたのである。

(4) 他地域の事例との比較

上記の成果を踏まえ、家守小作と同様に百姓株を前提として構築された地主小作関係について、その創出・存続の要因を広く検討する必要を感じた。

研究代表者は、すでに出羽国村山郡にて、百姓株を単位として土地が取引される仕組みを解明している(小松賢司「豪農の土地所持と村落」(渡辺尚志編『東北の村の近世』

東京堂出版 2011 年)。ただここでは、単にそうした仕組みがあることを指摘したにすぎず、何ゆえこうした仕組みが創出され持続したのかを解明するには至らなかった。

こうした地主小作関係については、先行研究において、越後国の大地主地帯や、福島盆地の養蚕地帯において確認されている。(越後については、中山清『近世大地主制の成立と展開』吉川弘文館 1998 年など。福島盆地については、高橋幸八郎・古島敏雄編『養蚕業の発展と地主制』御茶の水書房 1958 年) 関東大地主地帯と、こうした各地域、そして関東の他地域とで、社会構造上にどのような共通性・異質性が存在するのか。この点について、現在も研究を進めており、今後も追及していくつもりである。そしてそうした研究成果をもとに、再び埼玉県東部地域の地域的特質を検証し、そこから改めて関東の地域的特質を論じている必要があると考えている。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 1 件)

小松 賢司、近世期の埼玉県東部地域  
関東大地主研究のための覚書、学習院  
大学文学部研究年報、査読無、第 61 輯、  
2015、49-75  
[http://www.gakushuin.ac.jp/univ/let/top/publication/res\\_pdf\\_61/002.pdf](http://www.gakushuin.ac.jp/univ/let/top/publication/res_pdf_61/002.pdf)

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

小松 賢司 (KOMATSU, Kenji)  
学習院大学文学部史学科・助教  
研究者番号： 00712621